

[事案 27-48] 転換契約無効請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人の同意なく契約転換がなされたことを理由として、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、転換契約を無効にし、契約①を復旧し保険料を精算してほしい。

- (1) 自分は平成 4 年 3 月に契約した終身保険（契約①）を、平成 8 年 8 月に契約②に転換、平成 11 年 8 月に契約②を契約③に転換、平成 16 年 6 月に契約③を契約④に転換、平成 22 年 4 月に契約④を契約⑤に見直しているが、契約②ないし契約④を契約したのを知ったのは契約⑤の契約前であり、上記平成 8 年以降の契約は自分の意思にもとづかない契約である。
- (2) 上記平成 8 年以降の契約の各契約申込書の自分の署名は、いずれも自分の筆跡ではなく代筆である。
- (3) そもそも本件契約の内容について説明を受けていない。

<保険会社の主張>

募集人は、すべての契約において、申立人の自宅において、申立人に設計書を示しながら保険の内容を説明しており、申込書は、申立人が署名押印し、申立人が作成したものと考えられるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件は、第三者が無断で転換を行ったかどうか、第三者が行ったとするとその者に転換を行う権限があったかどうかが主な争点となることから、第三者の関与が推認される本事案について裁定手続により審議することの適否を検討するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 契約申込書および告知書の筆跡について、各契約申込書の署名を比較すると、異なる筆跡があることは認められるが、全てが申立人本人のものではないと直ちに認めることはできないため、その判断は筆跡鑑定によらざるを得ない。
- (2) また、募集人は、勧誘は最初に申立人の親を介して行なっていたと述べており、申立人も、親の関与があったと思われる旨を述べていることから、本件契約に関与したことが推認される申立人の親に対する事情聴取は不可欠といえるが、当審査会の事情聴取には応じられないとのことである。
- (3) よって、鑑定手続を含む証拠調手続を備えている裁判手続によることが相当である。